# 日系アメリカ人の表象

「リドレス史観」を超えるための試論

## 村 川 庸 子

An Essay on Historical Representation of Japanese/Asian Americans: Beyond "Exceptionalism" in Redress Historiography

#### Yoko MURAKAWA

Asian Americans, to say nothing of Japanese Americans, have long been depicted as something exceptional in its historiography, being refused entrance and denied naturalization till 1943 for Chinese and 1952 for Japanese. Japanese Americans, especially, were so, experiencing unprecedented large-scaled incarceration during WWII and could successfully rectify the injustices committed against them in 1980s and 90s. The "redress historiography," emphasizing Japanese/Asian American "exceptionalism," too much, however, sometimes let us lose sight of bigger picture.

In this essay, based on the administrative documents made by U.S. immigration bureaucrats, whose role is to formulate the national immigration policy and to enforce it, whose views are broader, longertermed and more extensive than ordinary people, generality or coherence but not exceptionalism of history of Japanese/Asian Americans would be reexamined and reconsidered

#### はじめに

2010年3月から一年余り、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館で開催された特集展示「アメリカへ渡った人々と戦争の時代」の最初のコーナーに、展示本体では殆ど実現できなかったが、今後の日系アメリカ人史の研究で目指したいものを象徴的に表す一枚の写真を入れてもらったり。百名くらいの様々なエスニシティの労働者の中に、日本人とおぼしき人々が混ざり合って並んでいる。アメリカではよく見かける、横長の集合写真である。19世紀後半、シアトル沖のベインブリッジ島にあったポート・ブレイクリィ製材所(世界一の規模を誇ったこともある)の労働者の写真だと言われている20。日系人の友人たちは皆、この写真を見たことがあると口を揃えるが、それまで、日系人の写真と言えば日系人だけ、あるいは日系人のグループに少数の白人が混じったものを見慣れていた筆者には新鮮な図柄であった。差別されたとはいえ、彼らは多かれ少なかれ、写真のような、人種的に多様な現実の中で生きていたはずである。この写真に目を引かれたのは、近年、日系アメリカ人を例外として扱う歴史の叙述に疑問を抱き始めていたためかも知れない。

筆者はこれまで、日米戦争中の二世の米国市民権放棄と戦後の国外退去という、アメリカ社会と日系アメリカ人社会、それぞれの主流の歴史の中で二重に周辺化された人びとの経験を扱ってきた。これを学位論文にまとめる作業の中で偶然見つけた資料により、大きく歴史観まで変えられることになったのだが、本稿は、その過程で得た手法を整理し、それがどれほど応用可能かを見極め、今後の展開の可能性を探る、実験的な試みの一部である。未だ議論にこなれないところが多々あることを予めお断りしておきたい。

### I. 日系アメリカ人の例外主義: 再考

日系アメリカ人の歴史は、専らその例外性、特殊性を強調する、人種主義の文脈の中で語られてきた。戦前の排日運動から日米戦争中の強制立退き・収容、戦後の再定住期へとつながる苦難の歴史は、「サクセス」マイノリティという社会経済的地位を得、最終的に補償(=リドレス)を勝ち得るという「幸運な」結末を迎える。1980 - 90年代の補償に向けた「リドレス史観」とでも呼ぶべき歴史の語りであった。強調されたのは日系人のアメリカ社会への同化と忠誠で、明らかに不公正な人種差別にも拘わらず、彼らがひたすら恭順の姿勢を取り続ける姿と、最終的にはそれに応える「民主的な」米国社会の有り様が描かれた。

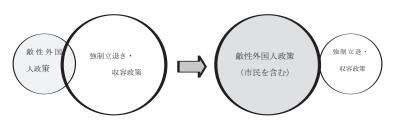
筆者が学位論文執筆の最終段階で、米国立公文書館(NARA)で入手したのは、国内の治安維持に「潜在的に危険」であるとみなされた日系二世の市民権放棄と戦後の国外退去に関する、司法省移民局、戦争部敵性外国人課で作成された業務文書であった³。 筆者自身のうかつさを告白することにもなるのだが、それは、これまで見たことがない類の文書であった。それまで筆者が注目していた司法長官 Francis Biddle、司法長官補 James Roweや敵性外国人政策を率いた Edward J. Ennisらの名前は全く現れず、彼らの一段下で、具体的に政策立案に当たったと思われる数名の、いわば「匿名の」官僚たちの姿が立ち現れた⁴。内容の詳細については拙著(村川、2007)を参照されたいが、本稿では、ここで使用した史料の特徴と価値、今後の研究における可能性に絞ってまとめておきたい。

史料の中では、それまで、陸軍の強制立退き・収容政策の前史的に扱われ、殆ど実態が見えていなかった、司法省の敵性外国人政策が強力に展開されていた。この政策の法的根拠となる1798年の外国人・反政府活動取締法<sup>5)</sup> に加え、当時、社会問題となっていたスパイ・サボタージュ活動防止に関わる過去の法令と新たな法改正の必要性、その際の憲法上の障壁と具体的な対応策が検討された。国内の治安維持の観点から見るならば、これ

まで重視されてきた陸軍の政策(一般の一世・二世の強制立退き・収容)など、殆ど意味の無い政策であったことに気づかされた®。元々、国内の治安維持は司法省の専権事項で、戦前から、開戦に備えた敵性外国人政策が綿密に構想され、準備されていた。市民権放棄・国外退去政策も、強制立退き・収容政策に対する反発から現れてきたトラブルメーカーに対してとられた緊急の措置ではなく、司法省の敵性外国人管理システム構築に向けた、長期計画に基づく施策であった。

彼らの「危険な外国人」排除の議論の中には、早くから「危険な市民」 (=敵性市民)が含まれていた。勿論、敵性外国人法の対象はあくまでも 外国人で、市民は含まれていない。だが、現実には市民の中に、明らかに 「出自の国」に忠誠心を抱く者、従って米国の戦争遂行の妨げになる、或

図1 枠組みの変化



いは国内の治安維持に危険な者が存在することが想定された。「敵性外国人」として彼らを排除するには、非市民化(=外国人化(denaturalization))が必要である、という議論が当然のことのように展開された。まずは一部のドイツ系帰化市民の帰化取消、次に日系市民の市民権放棄が企図されるで。その為に、憲法で保障されるはずの外国人及び市民の権利がどこまで制限しうるのかが議論の中心であった。

当時、日本人は米国への帰化が認められておらず、米国の市民になることができたのは、米国生まれの二世・三世だけであった。ドイツ系帰化市民に関しては、既に帰化申請時の虚偽(fraud)を理由に帰化取消を行う方法が確立していた。問題は日系市民の生得の市民権で、「決して奪われることはない」とされる生得の市民権は、自ら進んで放棄させるしかない。

結果として1944年7月の、所謂「市民権放棄法」(第78議会公法405号)が成立した<sup>8)</sup>。

本件に関わる政策担当者の語りを通して見えてきたのは、移民政策の連続性、継続性であった。それまで切れ切れに見えていたものが、一連の、体系化した政策として見えてくる中で、それまで見えていなかったものが浮かび上がる。例えば、一般の人間は、第一次大戦期にはドイツ人・ドイツ系市民に向けられた偏見と差別が、第二次大戦期には日本人・日系人に向けられたと考えがちだが、先の戦争での経験は今次、次回の戦争でより発展した形で活用される。一つの戦争が終わっても、戦時の政策は完全に終了するわけではない。一般人が平和の到来に安堵し、「過去」を清算している間にも、次の戦争を想定した準備作業が始まっているのだと史料は語る。第一次大戦中のドイツ人移民排斥で批判されたアメリカ政府が、第二次大戦中のドイツ人政策で批判されないのは、日系人問題が実物以上に大きく展開されたことと政策の精緻化に負うところが大きいり。「歴史は(偶然に)繰り返す」のではなく、経験を踏まえて再生産されていくのである。

今回発見した文書は、筆者のこれまでの思い込みを修正する様々な事実を明らかにしてくれた。一旦見えてしまうと、何故それまでそれが見えてなかったのか、何故それに思い至らなかったのか不思議に思われるような事実ばかりであった。一般人の立場からは公民権は護られるべきものであるが、政策立案者の立場からはこれを制限することが前提であり、どこまで制限されうるか、ぎりぎりの限界が議論される。政策立案者と一般人は最初から見ている方向が真逆なのだということを思い知らされた。

未消化ではあるが、ハナ・アレントの官僚制の議論が思い出された。即ち、「決定者の責任が問われ得る公的・法的決定に代わって役所の匿名の規定が登場する支配形態」[川崎、82]が想起される。「法による支配とは反対の、政令による支配」であり、「(権力は) 法令の直接の源泉」であり、「法律は必ず特定の人格もしくは立法会議の責任において発布されるのに対し、政令はつねに匿名であり、個々のケースについて理由を示すことも

正当化も必要としない 。 「アレント、199]

最近、20世紀初頭以降の米国の、移民の質的制限をこの移民政策立案者の存在と結びつける論考が増えている。この時期、望ましくない移民・市民を選別するシステムの必要性に応じて、その体系化を担う部署が設けられる。Tichenorの言う「移民官僚制度」であり、彼はその出現を1930年代から40年代としている[Tichenor、2-10]<sup>10</sup>。担当の部署ができれば、そのシステム構築を進めることで自らの存在意義が示すことにもなる。移民局が労働省から司法省へ移管されたのが1938年であり、Rogersはこの移管が、移民が単なる労働力から国内治安維持の脅威として捉えられるようになった象徴的な動きであったとしている[Rogers、5]。Kanstroomは国外退去政策が連邦捜査局(FBI)の発達と深い関係があると指摘している[Kanstroom、6]。この時期、敵性外国人ばかりでなく、潜在的に危険であると考えられる市民に関する統制一国外退去も含む一に向けての制度作りが急速に進められていたのであろう。筆者が出逢った資料もその中の一部と考えられる。

今回の史料は、一時期の特定のエスニック・グループの移民政策に関するものであったが、政策立案者の目を通せば、米国の移民政策を一貫性、継続性をもった体系的な政策として見直すことができるという、新たな方法論的可能性を示してくれた。今後、この分野で、今回と同等の史料を入手することは難しいと思われるが、これまでの作業の中で、これに近づく文書があったことに気づいた。その一つが本稿以降で扱う、連邦下院の移民帰化委員会、上院の移民委員会の議事録である。一部の政府高官の証言などを追ってはいたが、これまで体系的な収集はしておらず、現場の「匿名の」政策立案者の具体的な証言などは見過ごしてきていた。当時は非公開とされていた準備委員会などでは、各省の正式な報告書の類よりも担当者の本音が語られる場面も多い。

今後、これらの資料を用いつつ、移民政策者の目を通して、米国の移民 政策の歴史及び市民権制度史を見直していく作業を続けていきたいと考え ている。本稿では、まず、19世紀末から日米戦争前後にかけての日本人・ 日系人及びアジア人・アジア系をめぐる移民史・市民権制度史について連 続性、継続性に注目しつつ若干の修正を試みたい。

### II. 連邦議会下院移民帰化委員会・上院移民委員会記録より

#### (1) 日本人・アジア人移民の例外性・特殊性

まずは、米国の移民史・市民権制度史において描かれる日本人・アジア 人移民の例外性・特殊性から見ておきたい。

図1は20世紀初頭の移民―新移民―の急増とその後の移民制限期、大恐慌から両大戦期の減少期を経て50年代から再び増加に転じ、世紀末から1世紀を経て元の水準に達するまでの変化を示している。1890年のフロンティアの消滅まで、西部開拓に向け移民は寧ろ歓迎される存在で、全体としては「概ね無干渉主義」[Tichenor, 2] が採られているが、20世紀以降、厳しい移民統制の時代に入ったこと、それがかなり有効に機能したことが見てとれる。

図2に見るように、20世紀初頭まではヨーロッパからの移民が大半を占め、1910年代以降、中南米諸国からの移民が急増しているが、第二次大戦前のアジアからの移民はごく少数である。アジア人移民の先駆けである中

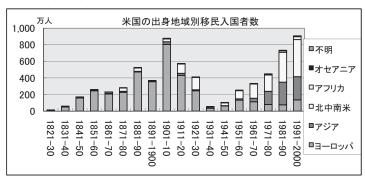


図2 米国の移民入国者数(出身地別)

(出典) Homeland Security Department, Yearbook, Table 2 より作成。

国人が入国を始めたきっかけは1849年のカリフォルニアのゴールドラッシュであり、その後、大陸横断鉄道の建設などに加わる<sup>11</sup>。1868年米中二国間でバーリンガム条約が結ばれる(米国における布告は1870年)。相互に、「自国と忠誠を変える人の固有の絶対的権利を認め、かつそれぞれの国民が好奇心、商用、あるいは永住の為に一国から他国へ自由に移動・移住することの相互の恩恵」、即ち、両国民の相互の移住を認めることとした。アジア系が先のグラフ上に現れてくるのはこの頃である。他の地域からの移民よりも遅れて始まり、一旦増加するが、その後、急速にその数を減じている。移民開始時期の遅れは鎖国政策という送出国側の事情が大きく、総数の小ささは、米国のアジア人に対する移民制限政策によるものであった。その後、アジア人移民が注目されるのは1965年移民法以降のこととなる。

米国における日本人・アジア人移民の存在を特殊なものにしていたもう一つの要素が市民権制度である。戦前、日本人・アメリカ人は米国への帰化を認められていなかった。米国で市民権を取得する主たる方法は①帰化と②米国内での出生である。だが、この国の市民となる資格が当初から遍く認められていたわけではない。米国初の国籍法は1790年3月26日、第一回議会で制定され、その後、徐々に改定が加えられた。1808年、米国内で出生し、市民を親とする子だけに生得の市民権が認められた。自由な白人だけを市民と認める含意があった。帰化権も自由な白人に限定された。国内での5年間の居住、高い道徳的特性、憲法の信奉、忠誠宣言と証人を立てることなど、現時点の帰化要件に近いものが定められたのもこの頃である。その後、市民の枠は黒人からネイティブ・アメリカン、女性へと少しずつ拡げられ、最後にアジア人が加えられるのが1943年の中国人、1952年の日本人、ということになる120。

戦前、アジア人は帰化不能外国人(alien ineligible for citizenship)と呼ばれた。この文言はアジア人を長く米国の社会的経済的な諸権利から遠ざけた $^{13}$ 。1922年、 $Ozawa\ vs.\ U.S.$  は文化的な同化を理由に米国市民権を求めるオザワの訴えを退けている。

#### (2) 移民政策の連続性、継続性の観点から

連邦政府が外国人の入国に対し、法的制限を加え始めるのは、19世紀後半のことである。表1は主たる移民法の成立年と、主たる制限の対象を示している。確かに、1882年の中国人以外は、米社会の公共の負担になる可能性のある人々ということで、貧困、病弊、犯罪性など、一般的で、曖昧な基準になっている。この時期の中国人排斥を例外とし、その他の移民政策を「概ね無干渉主義」であったと評価する議論は多い。

表 1 主たる連邦移民法と制限対象

成立年	制限対象
1875 年	犯罪者と売春婦の入国禁止
1882年	「公共の負担になる可能性のある発達遅滞や精神的な異常のある者」
	中国人排斥法
1885年	契約移民
1891年	貧困者、危険な伝染性の病気に感染している者、複婚者、渡航費を自弁できない者、等。
	「犯罪者」には重罪を犯した者や他の破廉恥罪や、道徳的堕落(moral turpitude)を含む
	軽罪を犯した者も含まれると規定された。
1903年	癲癇、身体障害者、結核に感染している者
1907年	(省略)
1910年	(省略)
1917年	初めての包括的な法で過去の法の規定を纏めている。13 の「排除可能な」外国人のカ
	テゴリー。①肉体的・精神的障害のある者、②国家の経済的負担になる者、③経済的に
	公共の負担になる者、④精神的堕落を含む罪を犯した者、⑤複婚、売春を勧める集団に
	属したり、または売春を援助する者、⑥契約労働者、⑦他からの援助を受けて渡米した
	者、⑧過去に米国から国外退去処分になった者、⑫非識字者、⑬無政府主義者や力や暴
	力で政府転覆を標榜する者。

(出典) [IN System, 369-73]

## バーリンガム条約と中国人排斥法

アジア人に対する初の連邦移民法が成立したのは1882年である<sup>14)</sup>。この間の事情を米政府側がどのように語ってきたかを見ておこう。

「生活水準が低く、労働市場で白人労働者よりも安価であった」中国人に反感が生まれ、1876年、連邦議会は調査委員会を指名し、その報告を受けて中国人労働者受入を禁じる法案を可決する。バーリンガム条約違反としてHayes大統領が拒否権を発動するが、2年後の1880年、連邦政府は議

会の動きを受けて一方的にこの条約を改正した。

米国政府の意見で、中国人労働者の米国入国や国内での居住が米国の国益に影響する、或いはその恐れがある場合、この国やその中の如何なる地域においてもその公序良俗を脅かすと認めた場合は常に、中国政府は米国政府がその来訪を統制、制限、一時停止することを認めるが、絶対的に禁止してはならない。

一方的な改正ではあったが、米国側では元々この条約が米国に苦力の入 国を禁止する権限を認めるだけのもので、連邦議会は移民の受入・国内で の居住を決定する権限は米国議会にあると判断しており、この条約は実質 的には意味をなさない、実際には不必要な条約であったという認識を示し ている。これを受け翌年、議会は20年間、中国人の入国を禁止する法案を 通過させた。アーサー大統領が拒否権を発動するが、1882年、中国人排斥 法(Chinese Exclusion Act; 1881年7月19日に批准、10月5日に布告される (22 Stat. 826)) が成立した。 [以上U.S. Senate, Report of Proceedings]。 その後、1888年、米国は新たな条約のための交渉を行ったが、「中国側 の遅れでこの条約が批准されることはなかった |。一方で懸案を解決する 為に議会は1888年の法を通過させており、中国が公式にこの条約を拒否し たにも拘わらず、いくつかの条項は実施され、1902年4月29日の法により 実施が宣言された。更に1894年3月17日に批准された条約により、中国と 米国は10年間の中国人労働者の入国禁止を認めた。1904年、この条約失効 の6カ月前に中国はその更新を行わないことを通告したが、先述の通り 1902年の法により中国人労働者入国禁止の条項が恒久化されていた。1880 年の条約が最終的に失効するのは、1948年11月30日に新たな「友好通商航 海条約 | が実施された(署名は1946年11月4日)時であった。「IN System. 369-70]

#### その他のアジア系移民制限

Tichenorも指摘する通り、中国人排斥は、一般には「ヨーロッパ移民に向けた長年の開放政策とは無関係の、別個の展開」であるかのように扱われ、この動きは明らかに「伝統的な移民政策とは論理的に対立」するもの

と考えられてきたが、特に中国人排斥に関しては、「数十年後には、決して別の展開ではなく、国家の政策立案者たちが人種主義者の企画による移民統制システムを入念に作り上げていく」[Tichenor, 113] 第一歩であったことが明らかになる。中国人排斥法は、明確な狙いを定め、その「質」一貧困、文化的な後進性など一を根拠とする移民制限の始まりであった。

中国人排斥法が「別個の展開」でなかったことは、まず、他のアジアからの移民に対する厳しい制限法の形で現れる。ただし、その後、人種・民族名を冠した排斥法が成立したことはない<sup>15)</sup>。1924年「日本人排斥法」成立に向けての日米交渉が影響を与えたものと思われる。

日本政府が外国への移民禁止を解いたのが1885年、1870年の統計では55名、1880年148名、1890年2,039名、1900年には24,326名が米国に居住している。米国への日本人移民の歴史はしばしば中国人排斥法から始まる。排斥法の実施により安価な労働力が不足し、日本人移民がそれを補う形で数を増やしていった、従って当初は歓迎された、とされる。だが、実際には彼らを歓迎したのは、アジア人労働力を必要とした西海岸の経済界の一部であって、米政府によって彼らが「歓迎」されたことはない。中国人排斥法の後、米政府が日本人移民の入国を認めたのは、移民法に日本人を排除する規定が無かったためであった。

米国側の排斥法ではないが、1908年に所謂紳士協約なるものが結ばれ、日本政府が労働者の米国への渡航を制限することに同意した。1907年、サンフランシスコ学童隔離問題の後、日本の軍事力増強と、移民問題が日本との戦端を開くことを恐れたルーズベルト大統領はサンフランシスコ市教育局に公立学校からのアジア人児童の隔離政策から日本人を除外することを求めるのと引き換えに、ハワイからの日本人移民の本土転航を禁止した。更に、日本政府は自主的に米国への移民の旅券発給を停止する。中国と同様に、米国の法により自国の移民が停止されるという不面目な事態を避けるための日本側の自主規制であった<sup>16)</sup>。この協約は1907年2月20日の移民法の「大統領が米国法の下、入国を拒否されているか、されるべき外国人の移住を防ぎ、このような移住に関わる事柄を統制することが適当な場合

に国際的な協約を結ぶ権限」を認める条項に基づくものであった。[IN System, 370-71]

1907年の大統領行政命令では日本・韓国他の国名が入れられていたが、その後、1913年の行政命令で国名が削除された。1913年、俗に「アジア人排斥法(The Asiatic Barred Zone immigration act)」と呼ばれる移民法で、中国、日本を除く殆どの「アジア」諸国からの移民が禁止される。先に紳士協約で渡航制限が行われていた日本人は除外された。インド人を主たる対象としていた。1913年の移民法も特定の国名に言及しておらず、先の担当官の議会委員会での証言の通りの状況となっている。

1907年のサンフランシスコ学童問題に対する日本の要求は「アジア人児童の隔離政策から日本人を除外する」形で解決を見た。1924年移民法も日本人移民の歴史の中では「日本人排斥法」と呼びならわされている。第13条(C)項の「帰化不能外国人(aliens ineligible for citizenship)は入国できない」という条項で、アジア人で最後に残っていた日本人移民の入国が事実上差し止められたからであるい。日本をアジアの国々の中で例外視する/されたいと望む政策と、それに合わせた「歴史」の語りが見え難くしてきたものは多い。五味俊樹も指摘するように、この法の狙いが日本人であったとする見方―あるいは表現―は正確ではない。同法の主たる対象はあくまでも東欧・南欧からの新移民にあった「五味、184]。

中国人排斥法は10年後の1882年に改定され、その後恒久化されたということが知られているが、実は1913年まで数年毎に「改正」され、1943年までに実質的に15の中国人関連、或いは一部関連の法が成立している。1892年の法も通常の改定とは異なり、「中国人登録法」と呼ばれるもので、1940年の外国人登録法前の唯一の登録法である。違反すれば国外退去の罰則が規定されていた。

### ヨーロッパ移民の制限

連邦政府が一般の外国人の入国に対し、法的制限を加え始めたのも、19世紀後半のことであった。移民排除の条項をまとめた、初めての包括的な

法が制定されたのは1917年のことである。その後に付加されたものも含め13の「排除可能な」外国人のカテゴリーが定められた。①肉体的・精神的障害のある者、②国家の経済的負担になる者、③経済的に公共の負担になる者、④精神的堕落を含む罪を犯した者、⑤複婚、売春集団に属すか、または売春を援助する者、⑥契約労働者、⑦他からの援助を受けて渡米した者、⑧過去に米国から国外退去処分になった者、⑫非識字者、⑬無政府主義者や力や暴力で政府転覆を標榜する者、の排除が規定された(表1参照)1889年、連邦最高裁判所も議会が外国人を排除する権限は国家の主権に基づくものであり、その後の判決でも、この権限を絶対的なものと認め、議会が適切なものであれば、外国人の入国に如何なる条件を課すこと、そのためのいかなるルールを作ることも認めている [IN System, 336]

20世紀初頭、東欧・南欧からの新移民が急増する。第一大戦後のヨーロッパの荒廃と経済的・政治的不安定による移民の増加に対し、1921年移民法が量的規制を行う。1910年に米国内に居住していた外国生まれの人口を基準に、各国に3%の入国割当を認め(national origin quota System)、ヨーロッパからの移民総数を35万人に制限した。1924年移民法(Johnson-Reed Act)は、基準年を1890年に、国別割当数を2%に制限した。1890年代以降に大量に入国し始めた新移民が大幅に制限されると共に、日本人移民も実質的に停止された。1929年には1920年を基準にこの制度が確定され、ヨーロッパからの移民総数は15万人とされた。中国人排斥法、及びその後のアジア人排斥法に続き、ヨーロッパ系まで拡大して"望ましい"移民のランク付けが行われたことになる。移民の国別割当制はその後40年近く継続されることになる。

## 中国人排斥法廃棄

1943年12月17日、「中国人を排除の範疇からはずし、特別の割当を認める法」が通過した [IN System, 368-69]。1882年以来60年ぶりに、中国人排斥法を廃棄する法であり、中国人の帰化も認められた。中国が連合国側で参戦したことを評価するものであり、移民法から人種差別を取り除く第

一歩だと評価されてきた<sup>18)</sup>。だが、1943年5月18日の連邦下院移民帰化委員会、11月2日の上院移民委員会における非公開審理における司法省の移民担当官の証言は筆者にとっては意外なものであった<sup>19)</sup>。

まず、入国制限についてであるが、米国の法により、人種を理由に排除 することが認められているのは中国人だけであることが確認される。中国 人排斥法の中に「中国人とその子孫」と明記されているからである。判例 によれば中国人というのは中国人の血を引く人(admixture)ということで、 純血であればそもそも問題は無いが、湿血の場合、「圧倒的に帰化可能な 人種でなければ | 中国人排斥法で規定する「中国人 | ということになる。 その上で、担当官はこの割当が「中国」ではなく「(世界中の)中国人」 に当てられたものである点に注意を喚起する。例えば、メキシコ生まれの 中国人にも、「(世界中の) 中国人 に対する105名の枠が適用される。メ キシコ生まれのイギリス人ならば非割当移民となるが、イギリス生まれの 中国人にはイギリスの割当の165でなく、あくまでも中国人全体の105が適 用されることになる「US Senate, Report of Proceedings, 12]。根拠は1924 年の移民法(13条(C)項)の中の「帰化不能な人や人種は含まない」に 関する4行ほどの規定である。新たな法は過去の移民法に代わるものでは なく、付加するものである。つまり、中国人排斥法が廃棄された、中国人 に入国が認められた、とはいえ、1924年移民法は未だ活きており、中国人 に認められた「国別」割当はたかだか105名であり、実効性は殆ど無いこ とになる。

殆ど同様の議論が市民権についてもなされている。審議中の中国人に帰化を認める法案(H.R.1882, H.R.2309, H.R.2428, H.R.2429;この中でMagnusonが提出したH.R.2309が成立)が通過したとしても、アジア人は未だ1924年移民法で排除されるという見解が示される。「それではこの法案を通す意味は」、という委員長の質問に対し、担当官は心理的効果を挙げている。「これで中国人を満足させられるか」との問いには、「満足させることはできないが、正しい方向への第一歩だと考えるだろう」と答えている。現実には日本人の扱いとの違いが無いということに対しては、「私

の理解するところでは、それはまさに中国側が望んでいることである。彼 らが我々に臨んでいるのは我々があなた方をきちんとした人々だと認め、 イタリア人、スペイン人、メキシコ人など他の民族と同じところに置いて いると言ってあげることである」としている。

では何故、この時点でまだ中国人を排除し続けなければならないのか。 「中国は4億の人口を抱えている。彼らが工業的に発展したら、これまでに 日本がやってきたと同じことを我々に対して行うだろう。日本を見てごら んなさい。人口6千万の国が我々の存在を脅かしている。」(28) 日本が中 国において、米国が彼らを排除可能な黄色人種として扱っているという数 百万のリーフレットを配布している事実にも言及している<sup>20)</sup>。

1950年当時、人種を理由とする排除条項を削除する動きがあった。委員 会での証言の多くがJudd法案(1949 年3月1日に通過したH.R. 199、81st Cong.) に言及していた。American Legion, Veterans of Foreign Wars of the State of California, Committee for Equality and Naturalization, Japanese-American Citizens League などがこれを支持していた。国務省や 移民帰化局の数名の官吏も強く主張しており、国務省の官僚の一人は、米 国の移民帰化法から人種条項を除くことは「行政的な視点からも国際関係 の視点からも多いに助けになる」と主張している。移民局の官吏も「米国 が世界で政治的、経済的、外交的に卓越した地位に立つことになった今、 これらの法律は関係するグループに民主主義の真の質に対する疑惑を招 き、世界の他の国々に特異な政治哲学を押しつけようと企図する国々にプ ロパガンダのテーマを与えることになる | と主張している。連邦下院議会 では、これらの証言に基づき、1917年当時と異なり、排除の対象となって いる地域も厳しい割当制度で管理されているため、これ以上人種による排 除が必要でないことを諮問している。[IN System, 371-73] 排除の規程が 不必要なのは、あくまで、割当制度が機能しているからに過ぎない。ここ で日本人移民に認められた割当も105名であった。

### III. まとめにかえて

米国の移民史・市民権制度史における外観から、従来は日系・アジア系の移民の経験を「ヨーロッパ移民に向けた長年の開放政策とは無関係の、別個の展開」とする見方が多かった。だが、例外性、特殊性を強調すればするほど、「誰か他の人の歴史(someone else's story)」に堕してしまう。そもそも、日本人・アジア人移民の経験は特殊なのだろうか。

日系・アジア系の経験を相対化しようとする試みは既に90年代には始まっている。例えば、歴史家Gary Y. Okihiroの、"Is yellow white or black (黄色人種は白人か黒人か)" [Okihiro, 1994,31-63頁] という問いかけは、アジア系アメリカ人史研究に新たな局面を拓いた。1970-80年代のサクセス・マイノリティ、モデル・マイノリティのステレオタイプにも拘わらず、アジア人が市民権制度を通して法的な"場"から排除される仕組みが指摘された。人種的な階層化の文脈の中では、アジア人の経験は他の多くの人々の経験と共通の土台をもつものであった。

リドレス後は、移民政策、人種・民族、市民権制度、敵性外国人政策、といった従来のフィールドだけでなく、より広範な分野で、これまでとは異なる形で、彼らの経験が取り上げられるようになった。米国社会で長く特殊化され、周辺化されてきた日系人の、或いは彼らを含むアジア系の歴史がsomeone elseの歴史でなく、「移民の国」の主流の歴史に普遍的な問題性を含んでいたことに漸く人々が気づき始めたということでもあろう。

まず移民政策の歴史研究の分野を見ておこう。

Tichenorの論考は、概ね受容的であった連邦政府が、一転して量的・質的規制に移り、再び受容へと転じるパターンと変移を、移民政策が開始された1820年代から2000年に渡り俯瞰する。連邦政府に断固とした移民制限を行わせたものは何か、米国内の政治制度と移民政策、イデオロギー的伝統やグループの社会的な利害関係に焦点を当てつつ、時代毎の政策立案者が進歩的民主主義と政治的要求をどのように解釈し、どのようにバランス

をとってきたかが、検討される。従来の移民史研究で検討されてきた、経済状況、社会的利害関係、共有される価値観、世論、選挙に関する再連携などの項目が「一定の説明変数とはなりながら、いずれも米国の移民政策の展開を説明するには不十分」[Tichenor, 7-8] であるという認識から、「官吏や社会的グループの政治的活動が、国家や政党制度の明確な制度的・イデオロギー的な順序付けによって "条件づけられる"か」を検証する歴史制度主義的手法を取り入れている「Tichenor, 2-10]

米国内に1200万人とも言われる不法入国者の存在は、国論を二分する問題であり続けている。Ngaiはこれを「居るはずのない人々(impossible subjects)」と呼ぶ。既に米国社会のあらゆる部門に組み込まれた、安価で使い捨て可能(だが、不可欠)な存在でありながら、国家の公的なメンバーシップ、社会的な合法性の境界の外に置かれた人々。彼らの多くがアジア系、中南米系であることから、その社会自体も、非合法、犯罪、同化不能であるとみなされ、米国生まれの市民さえ「外国人市民(alien citizen)」と捉えられてしまう。マイノリティ集団の側では社会的な包摂を求めるが、結果として境界領域に位置するトランスナショナルな集団を形成することになる(2-3)。Ngaiはその「居るはずのない人々」の一例としてメキシコ人労働者の国外退去政策と並べて、日系人の市民権放棄を取り上げている。筆者が使用した資料の半分、新しく公開された移民帰化局の文書をほぼ同時期に利用していたものと思われ、筆者の議論と共通するところも多い。但し、彼女の関心は日系人に関しては「国内」での排除(= alienation)に限られ、国外退去の部分が見過ごされている。

国外退去政策の歴史を扱ったKanstroomの著作は「大陸横断鉄道と国外退去政策は多くの共通点がある」、「どちらも(東西)両海岸から始まり、全国に広がった。どちらも我々の国家としての大きな希望を示し、同時に我々の最も恥ずべき歴史的な事実を覆い隠している」[91]、として中国人排斥を「アメリカの歴史におけるアウトサイダー」の国外退去政策の最初の段階に位置づけている。日系人の市民権放棄、国外退去などは当然、組み込まれそうな議論であるが、何故か強制立退き・収容政策について簡単

に触れられているだけである。日系人の事例がそれほど一般に知られていないということだろうか。

最後に、日本人・日系アメリカ人の経験を9.11後の「テロとのたたかい (The War on Terror (テロとの闘い)」と「犯罪との闘い (The War on Crime)」と結び付けるHuqらの論考にも注目しておきたい。「米国の対テロ政策に関する議論は、戦争と刑事司法という二つのパラダイムの推定に基づく選択に支配されている」というAckermanの引用から始まり、刑事事件として取り扱われるべき事件もが "War" という語で括られる危険性を指摘する。強制収容をめぐるかつてのWilliam Renquistの議論など思い出されるところである。

最後にParksの「マンザナール再訪」というタイトルの論考にも触れておきたい。1941年から2002年までに連邦政府が発表した、日系アメリカ人の強制収容の歴史に関する文書をまとめたものである。この件に関し「政府がどのような情報を明らかにし、それがどのような影響を及ぼしたか、文書の語調や語彙がどのように時々の影響を受けていたかを明らかにすることを目的」[1] とした論考であったが、それは同時に、この問題が単なる「過去」の出来事ではなく、時代を超えて如何に人々に影響を与え続けてきたかを如実に語る。

時代毎、民族毎に分節化されていた移民政策が、連続した一つながりの 総体として語られる時、そこに何が見えてくるのか。日本人・アジア人移 民に対する移民制限・市民権制度からの排除の歴史はその後の移民政策に つながり、日本人・日系人の日米戦争中の敵性外国人政策(拘留・国外退 去)は、第一次大戦中のドイツ人から遠くは1798年敵性外国人法にまで遡 る。市民の「排除」はメキシコ系移民の子弟の権利をめぐる現代の論争に も、9.11後の「テロとの闘い」に関する議論にもつながっていく。それだ け彼らの経験を「自らの歴史」として認識する人が増えることを意味する のではないかと思われる。

筆者の、移民政策に関わった官僚の視点から米国の移民制度・市民権制度を見直そうとする細やかな試みは、未だ始まったばかりである。研究途

#### 上の一里塚である。ご叱正を乞いたい。

- 2010年3月に開室した第6室「現代」の副室の展示で、筆者はリニューアル委員とし て企画から参加した。日系アメリカ人の姿を、「移民の国」の総体の中に置きなおし てみることは、今回の展示では実現できなかったが、せめても、ということで、オー プニングのシンポジウムのテーマとして取り上げた。基調講演をお願いしたS・スミ ダ博士 (ワシントン大学) の選ばれたテーマは「日系アメリカ人の例外主義 (Japanese American Exceptionalism)」であった。当日の講演の内容はいずれ公刊さ れる予定であるが、本稿では、展示やシンポジウムの中には十分に盛り込めなかった、 私にとっての日系アメリカ人例外主義の議論を整理しておきたい
- この写真自体からは、どの国の人と特定することは難しいが、その後、タコマの歴史 協会で移民の名前を書き込んだ、同様の写真も見つけた。ここでも、ギリシャ人、イ タリア人と思われる名前に日本人の名前が並んでいる。
- 筆者は永年、本件に関わる行政文書を探し続けていた。敵性外国人課の資料をNARA の学芸員が見つけてくれたのが2000年で、その時点で元の論文の草稿は既に8割ほど 完成していた。今回の資料の発見により、筆者は数年かけて草稿を全面的に書き改め ることになった。
- 4) 本件に関しては、NARAで強制立退き政策関係資料として学芸員やHPで「指示」され ているWRA関係の資料や、大統領、陸軍長官や司法長官、両省の関係者の史料には 繰り返し当たっていた。今回の文書はその「指示」の枠外にあった。政策というもの は、閣僚、ましてや大統領が作成するものではなく、彼らの最終判断に向け準備を整 える「匿名の」官僚たちが存在すること、彼らがどのような方針を立て、どのような 手順でその作業を進めていくのかということを詳細に示してくれた。
- 言論弾圧の歴史的事例として挙げられる悪名高い法で、社会的な批判を受けて2年の 時限で更新されずに終わった、と考えていたが、これらの法の違憲性が問われたこと はなく、第一次大戦、第二次大戦でゾンビのように生き返り、新たな法の根拠となっ
- 強制立退きは陸軍省によって推し進められたが、その後の収容については全く予定さ れていなかった。被収容者が一般人であることから急遽組織され、収容所の管理に当 たった戦時転住局(War Relocation Authority)の初代局長Milton Eisenhowerは、立 退き後の日本人・日系人を農業部門などの労働力として活用する労働キャンプのよう なものを考えていたと言われている。
- 7) 米国生まれのドイツ系市民の市民権に関する議論はなされておらず、こちらは日系二 世だけに関して議論されている。但し、市民権放棄法に関して日系に特化する規定は 無く、連邦下院の議論でも、日系以外に広く適用可能であることが言及されている。
- 8) 米国国籍法第401条(j)項に、戦時に限られること、自発的に行われることを条件に、 ①公式の書面をもって申請し、②連邦司法長官の任命する官吏の立会で手続きが行わ れ、③司法長官がこの放棄が国防上の利益に反しないと判断した場合にこれを承認す るという第6項が付加された。市民権放棄により無国籍になることを防ぐため、通常、 放棄は他国において、他国の国籍取得と引き換えに行われるが、戦時には事実上、敵 国への移動、国籍取得の手続きは困難であるとされ、「国内での放棄」が認められた。
- 9) 政策立案に携わる人々の議論の中では、日系人の市民権放棄は、明らかにドイツ系帰 化市民の取消の延長上にあった。日系人関連の議論は1941年1月頃には文書に現れる。
- 10) 1930年代、40年代の移民政策の特徴の一つを「二層化された移民官僚政治」におく Tichnorの議論が注目される。一層は国務省の官僚と在外の領事館員たちで、「ヨーロ ッパ、アジアからの移民を排除する権力を行使し」で、もう一層は移民局と労働省の 官僚で、西半球からの移民に重点を置き、中南米からの合法・非合法移民を導入する 動きに注目している。[Tichenor, 174-5] 時期的には、筆者は今回取得した文書の 所々に参考資料として差し挟まれている古い文書から、もう少し早い時期、恐らくは 第一次大戦期にまで溯る必要があるだろうと考えている。

- 11) 中国人の米国への渡航は1843年アモイ開港に始まり、西部開拓・ゴールドラッシュ後 の労働力不足の中で歓迎される。1860年の国勢調査では34,933名、1870年には63,109 名、1880年105,465名の中国人が米国(大部分が加州)に居住していた。
- 12) 但し、1898年の時点で、既にアジア系に関しても、アメリカ生まれの二世以降に関しては生得の市民権が認められている。(U.S. vs. Wong Kim Ark)
- 14) 連邦政府の初めての包括的移民法が成立したのは1875年であり、契約労働が禁止された。
- 15) 1943年、連邦下院移民帰化委員会及び上院移民委員会で「中国人排斥法」の廃棄に向けての議論の中で、司法省の担当官が「(米国移民法により)直接的に排除されているのは中国人だけである。/他の人種(特に日本人に言及して)は間接的に排除されているに過ぎない(前掲、7-8)」と証言している。
- 16) 日本側の自主規制ということになっているが、前掲のヒアリングで、司法省の専門官は「外国政府に誰が米国に来ることができるか、誰を労働者とし、誰をそうでないかを決める権利を認めたもの」と批判している(11)。
- 17) 1952 年のウオルター・マッカラン法成立10年前のこの時期には「人種による排除」の項が残っている。1917年の法で定められた排除地域tbarred zonetには中国の幾つかの部分、インド、ビルマ、シャム・マレー半島の国々全体、ロシアの一部、アラビア半島の一部、アフガニスタンの一部とポリネシア諸島の大部分、東インド諸島が含まれていた。更に1924年の「帰化不能」条項(1940年国籍法第303条)によりビルマ、日本、韓国、マライ連邦人、マオリ族、ニュージーランド、ポリネシア人、タヒチ、サモアの原住民(ママ)としている。米国に領有されていたフィリピン人の入国禁止は1934年のことであった。
- 18) 更に1946年7月2日の法はインド、フィリピンの現住民の入国を認め、出生地に関係なくインド人の割当を適用することとしていた [IN System, 368-69]。
- Statement of Edward J. Shaughnessey, Deputy Commissioner of Immigration and Naturalization Service. [Report of Proceedings, 5-6]
- 20) 国立国会図書館に保管されている文書の次頁は欠如。

## (2721)【引用文献】

#### 一次史料

- (1) Homeland Security Department. (2002). *Yearbook of Immigration Statistics*. Homeland Security HP. Table 2. Immigration by Region ,m Country of Last Residence. Fiscal Years 1820–2002.
- (2) The United States, House of Representatives, Committee on Immigration and Naturalization. (May 18, 1943). Untitled mimeographed minutes.
- (3) The United States Senate (November 2, 1943). Report of Proceedings, Hearing held before Committee on Immigration S.1404. US Government Printing Office.

(4) The United States Senate (April 20, 1950). The Immigration and Naturalization System of the United States. Reports of the Committee of Judiciary. Pursuant to S. Res. 137(80th Congress 1st Session, as amended): A resolution to Make an Investigation of the Immigration System. US Government Printing Office.

#### 二次史料

邦語

- (1) 川崎修 (1998) 『アレント 公共性の復権』講談社
- (2) 五味俊樹「アングロ・サクソニズムと一九二四年移民法」三輪公忠編 著(1997)『日米危機の起源と排日移民法』(論創社)、183-218頁。
- (3) ハナ・アレント (1972) (『全体主義の起源2 帝国主義』 (大島通義、 大島かおり訳)、みすず書房。
- (4) 村川庸子(2007)『境界線上の市民権』御茶ノ水書房

英語

- (1) Bosniak, Linda. (2006) The Citizen and the Alien: Dilemmas of Contemporary Membership. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
- (2) Hodgson, Godfrey. (2009) *The Myth of American Exceptionalism*, Yale University Press, New Haven and London.
- (3) Huq, Aziz Z. & Christopher Muller. (2008) "The War on Crime as Precursor to the War on Terror," *International Journal of Law, Crime and Justice*, www.elsevier.com/locate/ijlcj.
- (4) Kanstroom, Daniel. (2007) Deportation Nation: Outsiders in American History. Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts & London, England.
- (5) Lowe, Lisa. (1998) Immigrant Acts: Asian American Cultural Politics. Duke University Press, Durham and London.

- (6) Motomura, Hiroshi. (2006). Americans in Waiting: The Lost Story of Immigration and Citizenship in the United States. Oxford University Press, New York.
- (7) Ngai, Mae M. (2005) Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
- (8) Okihiro, Gary Y. (1994). *Margins and Mainstreams: Asians in American History and Culture*. University of Washington Press, Seattle.
- (9) Parks, Kimberley Roberts. (2004). "Revisiting Manzanar: A history of Japanese American internment camps as presented in selected federal government documents 1941–2002." *Journal of Government Information.* www.sciencedirect.com.
- (10) Tichenor, Daniel J. (2002). *Dividing Lines; The Politics of Immigration Control in America*. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
- (11) Yamamoto, Eric K. (1999) Interracial Justice: Conflict & Reconciliation in Post-Civil Rights America. NewYork University press, New York and London.
- (12) Zolberg, Aristide R. (2006) A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America, Russell Sage Foundation, New York, New York, Harvard University Press, Cambridge & London.